



労働行政のあらまし



(土佐勤王党三志士像 JR 高知駅前)

高知県は、全国に先行して急速に少子・高齢・人口減少が進行しており、これに歯止めをかけるためには定住者・定着者の増加と少子化への対策が必要であることから、高知労働局では、労働基準、職業安定、人材開発、雇用環境・均等の四行政の総合力を発揮して、魅力ある職場づくりのための「働き方改革」を推進します。

働き方改革によって、すべての人が能力を発揮でき、ワーク・ライフ・バランスがとれ、出産や育児をしやすい、安全で、安心して働くことができる、安定した職場環境を整えることにより、良質な正社員雇用を確保・創出し、県内外の求職者とのマッチングを行うこととします。

また、最近の雇用情勢の好転から、人手不足の状況となっており、人材の確保のため、職業訓練によるスキルアップを図り、人材を求める企業の期待に応えることが重要となっております。

さらに、非正規雇用労働者についても、その有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するための待遇改善の取組みを推進する必要があります。

これらのことを念頭に置きながら、高知労働局は、「平成31年度高知労働局行政運営方針」を策定し、国の労働行政機関として、他の国の機関、高知県、県内各市町村、関係団体とも連携、協働して、次頁以降の重点対策に取り組んでまいります。

高知労働局

I 「働き方改革」を推進します

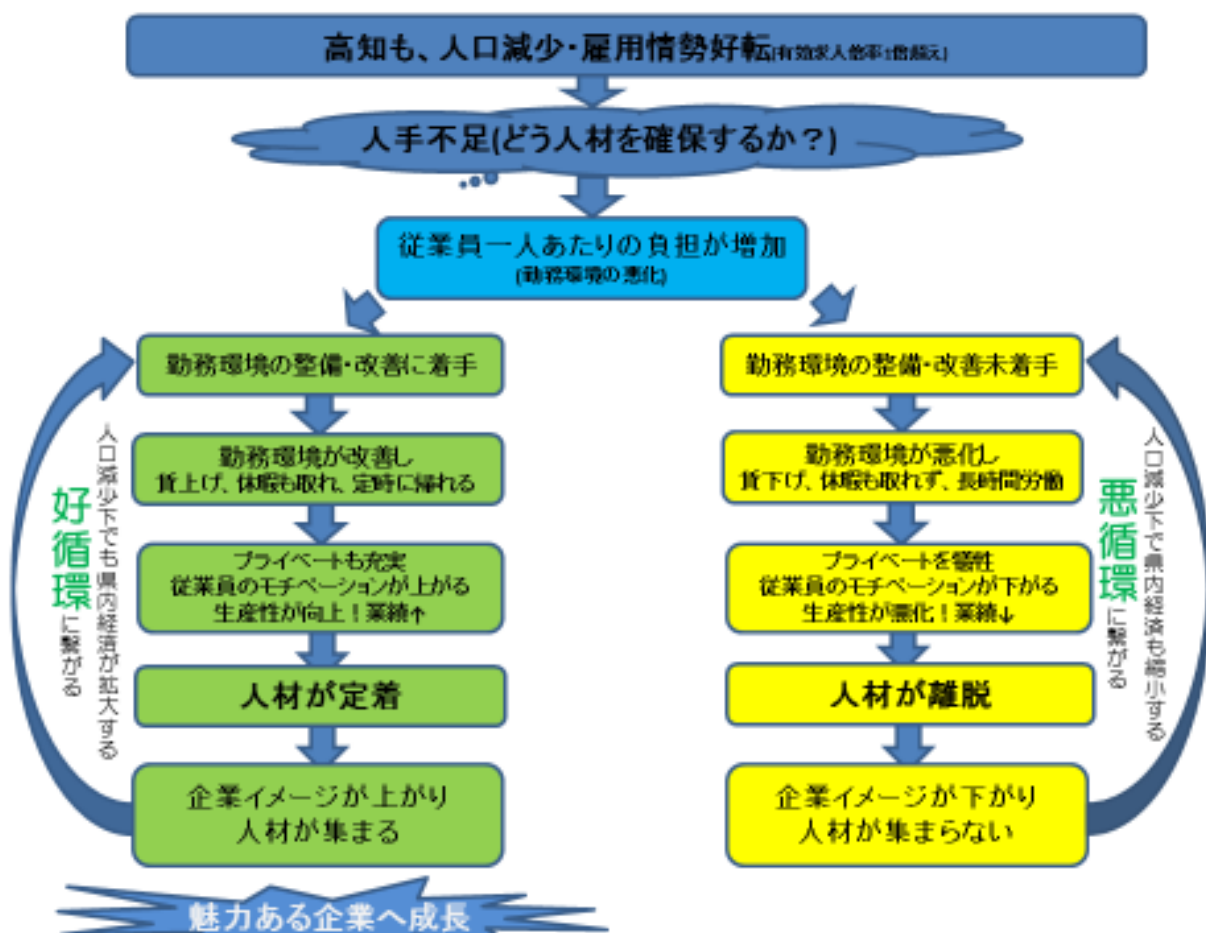
働き方改革を着実に推進するには、我が国の大半を占める中小企業・小規模事業者等において取組を進めていくことが重要であり、大企業よりも人手不足感が強い中小企業・小規模事業者等の多くは、生産性向上等による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇の改善等により、「魅力ある職場づくり」が求められています。

特に高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少が進んでおり、これに歯止めをかけ、活力ある社会を築いてゆくことが必要です。また、最近雇用情勢が好転し、人手不足の状況となり、人材の確保が課題となっています。

このような中、本年4月に施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の円滑な施行に向けて取り組むとともに、前述の課題解決のためには、働き方改革によって「仕事と生活の調和を図ることができる、魅力ある職場づくり」を推進する必要があります。

このため、各企業における働き方改革を推進することを目的として、次の事項等に積極的に取り組みます。

- ◆ 過労死等防止対策の推進
- ◆ 過重労働解消による健康障害防止に係る監督指導等の実施
- ◆ 企業経営者への働きかけ
- ◆ 働き方・休み方の見直しに取り組む企業等への支援



生産の向上を図ることによって、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進し、持続可能な企業成長の好循環を実現します。

(1) 『高知県働き方改革推進会議』による取組み

高知県働き方改革推進会議は、県内各地で働き方改革推進の機運を醸成するため、「定住の決め手は良質な正社員雇用の確保、創出」という観点から、労働局、経済産業局、県、労使団体、金融機関の代表者が一堂に会して意見を交換し、課題解決のための共通認識を得るとともに、国、県の雇用対策と労使の自主的な取組みに反映させることを目的としています。

平成31年2月7日に第4回高知県働き方改革推進会議を開催し、「高知県働き方改革推進会議における確認事項」の具体的な目標として、以下の事項について取り組むこととなっています。

- ◆ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略2016改訂版」(平成28年12月22日閣議決定)を踏まえ、高知県内の週労働時間60時間以上の雇用割合を5%以下にする(平成32年まで)。
- ◆ 高知県正社員転換・待遇改善実現プラン(平成28年3月15日高知労働局策定)を踏まえ、正社員求人数110,000人以上、正社員就職・正社員転換数30,000人以上を実現する(平成32年まで)。
- ◆ 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)を踏まえ、高知県内の管理的職業従事者(課長相当職以上)に占める女性の割合を21%以上にする(平成32年まで)。

(2) 金融機関との「包括連携協定」による取組み

高知労働局は、四国銀行及び高知銀行と緊密に連携して、高知県内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しています。

労働者の処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革の諸課題に取り組むため、融資等を通じて地域の企業等と密接に関わっている四国銀行及び高知銀行と連携・協力して、高知県における働き方改革、労働生産性向上に向けた取組みが進むための後押しを行います。

(3) 「高知県働き方改革推進支援センター」(委託事業)を通しての取組み

中小企業・小規模事業者等を中心に、①~④などの支援を総合的に行います(相談無料、秘密厳守)。

- ① 時間外労働の上限規制による長時間労働の是正
- ② 正規雇用労働者(無期雇用フルタイム)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣労働者)との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた人材の確保・定着

高知県働き方改革推進支援センター

〒781-5101 高知市布師田3992-2(高知県中小企業会館1階)

電話:088-846-7087 フリーダイヤル:0120-899-869

Mail:hatarakikata@joho-kochi.or.jp

高知県働き方改革推進支援センター幡多出張所

〒787-0029 四万十市中村小姓町42(中村商工会館2階)

電話連絡は、本所(高知市内のセンター)までお願いします。

電話:088-846-7087 フリーダイヤル:0120-899-869

Ⅱ 女性・若者・高齢者・障害者等の人材力の強化を目指します

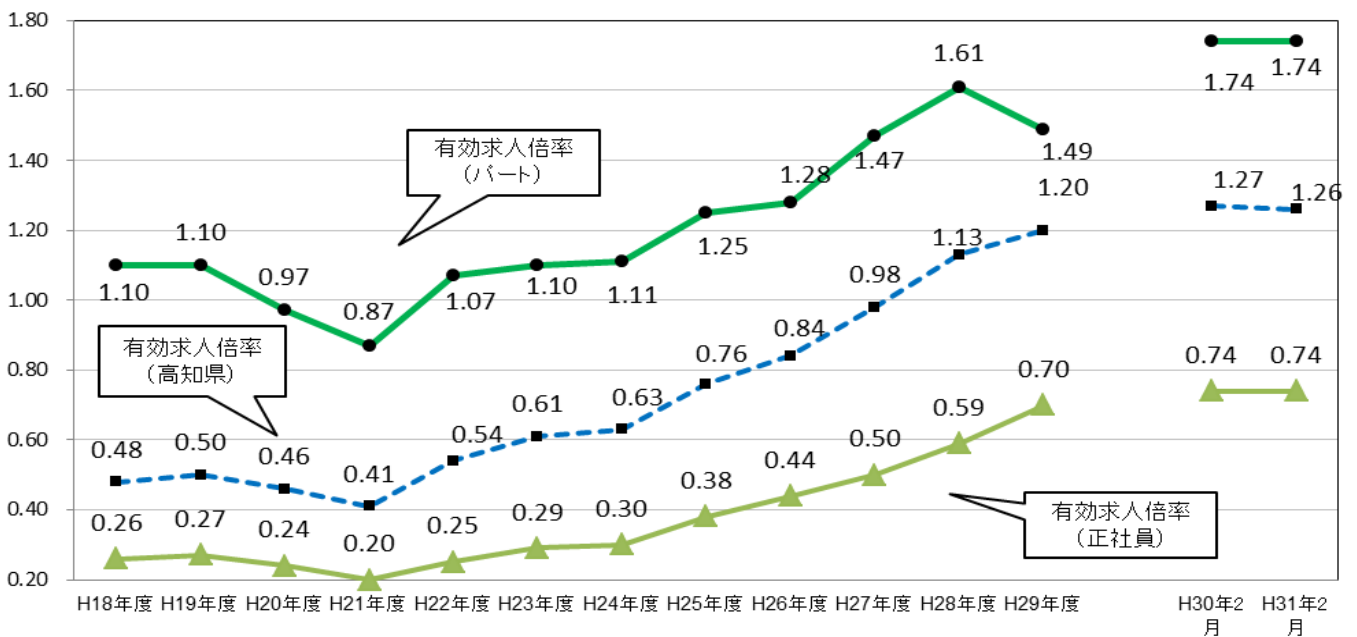
「高知県雇用対策協定」に基づき、高知県と高知労働局がそれぞれの強みを発揮し相互に連携して、地域における求職者の就職等雇用施策を効果的・一体的に実施します。

(1) 正社員等、良質求人確保

高知県は、全国に先行して、少子・高齢化、人口減少が進んでおり、これに歯止めをかけるためには、定住者を増やすことが必要です。そのためには高知県内各地で良質な正社員雇用を確保・創出し、正社員就職者を増やすことが不可欠であることから、「高知県正社員転換・待遇改善実現プラン」の推進に取り組みます。

- ◆ 正社員求人確保・正社員就職の推進
- ◆ 不本意非正規労働者の正社員転換の推進

有効求人倍率の推移（高知県）



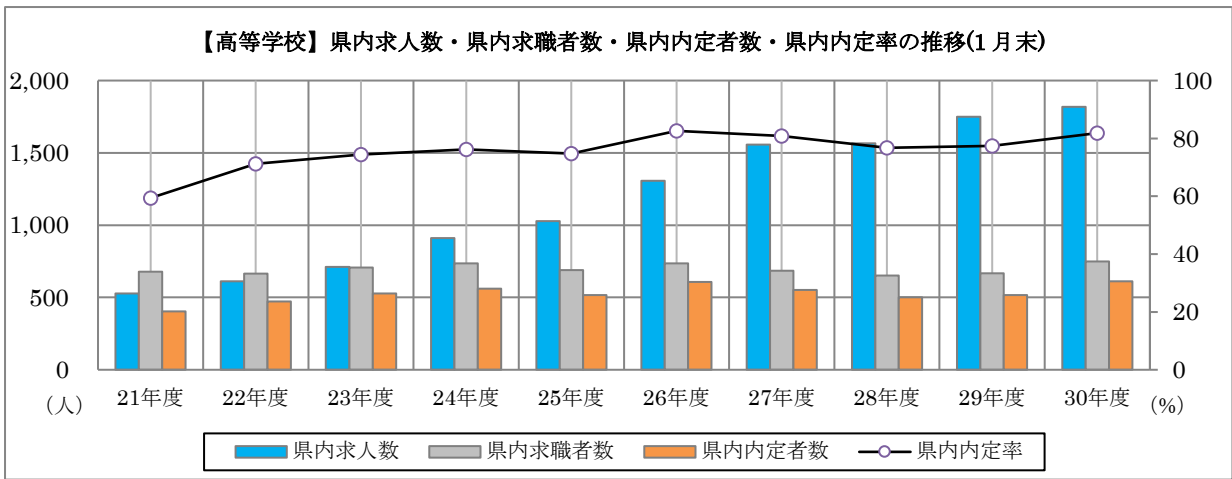
*有効求人倍率（高知県）は季節調整値、(パート)・(正社員)は原数値

(2) 若年者雇用対策の推進

平成27年10月1日に施行された「若者雇用促進法」に基づき、新卒者を募集する企業の職場情報提供の推進や労働関係法令違反を繰り返す事業所からの新卒求人の不受理等、若者の適職選択に関する取り組みを行い、職業的自立を支援します。

また、「高知労働局新卒者等人材確保推進本部」を中心に、地域の関係機関等の連携により新卒者・既卒者の正社員就職の実現を支援します。

- ◆ 在学中からの職業意識形成及び労働法制の知識付与の推進
- ◆ 既卒3年応募可能求人拡大及び未就職卒業者の就職支援の推進
- ◆ 面接会及び面談会を開催することによる就職機会の拡大の推進
- ◆ 「地域若者サポートステーション」等との連携による中途退学者等の就職支援の推進
- ◆ ユースエール企業認定の推進
- ◆ 「ジョブカフェこうち」等との連携による就職支援の推進
- ◆ フリーター等の正規雇用化の推進



平成 31 年 3 月新規高等学校卒業予定者で就職未内定者の就職機会の確保として、また、企業に対しては若年労働者確保の支援として、高知労働局・高知県・高知県教育委員会・ジョブカフェこうち・公共職業安定所（ハローワーク）の主催により、平成 30 年 11 月 7 日（水）高知市文化プラザかるぽーとにおいて「高校生就職フェア」を開催し、高校生 51 名、県内外の企業 80 社が参加しました。

平成 31 年度においても、積極的に面接会・面談会を開催します。

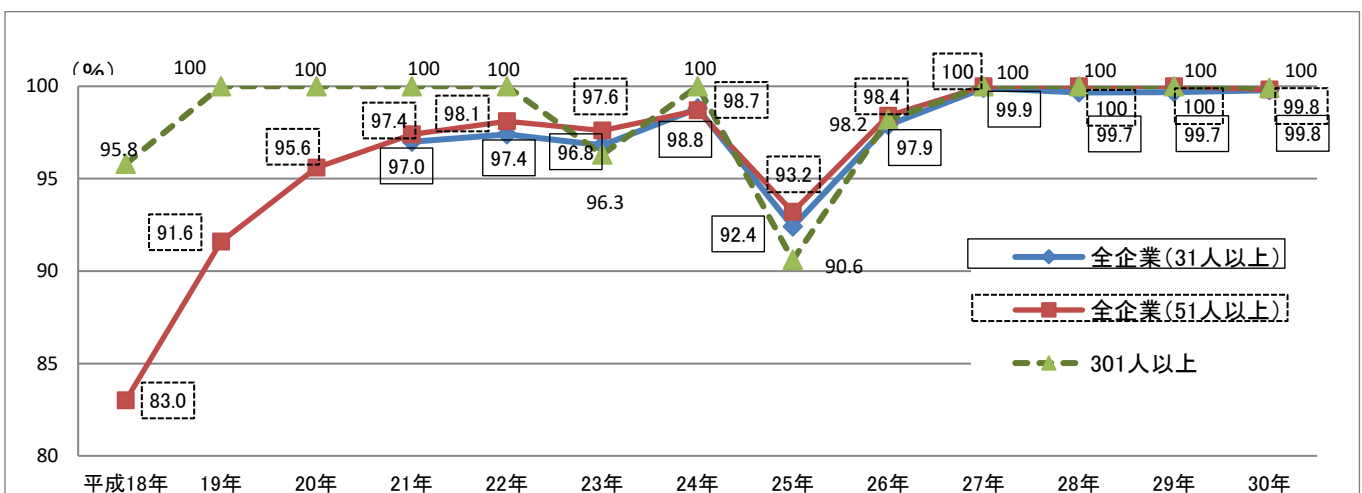
（3）高年齢者雇用対策の推進

高知県においては少子高齢化が進展し、県人口は昭和 60 年(839,784 人)から減少局面を迎えています。高齢化も全国より約 10 年先行していると言われており、平成 27 年国勢調査によると、高齢化率（65 歳以上が人口に占める割合）は 32.8%で全国ワースト 2（全国平均 26.6%）となっています。平成 31 年 1 月 1 日現在の高知県推計人口 704,546 人を 5 歳区分で見ても、65 歳から 69 歳が最も多く 59,348 人、次いで 70～74 歳の人口が 55,497 人となっています。高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指します。

現在、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、企業に対し 65 歳までの高年齢者雇用確保措置を講ずることが義務づけられていますが、高年齢者の多様な就業機会の確保が、今後の重要な課題となっています。高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指します。

- ◆ 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる社会の実現に向けた高年齢者の就労促進
- ◆ 高年齢者等の再就職の援助・促進
- ◆ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

高年齢者雇用確保措置の実施状況



(4) 障害者雇用対策の推進

平成 30 年 4 月 1 日から精神障害者が法定雇用率算定の基礎に算入されたことにより、法定雇用率が 0.2 ポイント引上げられました。民間企業の障害者雇用数は引続き上昇しているところですが、今回新たに法定雇用対象となった企業等雇用率未達成企業も多くあることから、障害者の一層の雇用促進を図るために、法定雇用率達成指導を厳正に実施するとともに、各種支援制度の活用を推進し、障害者の雇用の促進を図ります。

また、平成 30 年度において、国等の機関をはじめとする公的機関において、障害者雇用数の誤りが発見され、高知労働局管内においても複数の公的機関での数値の誤りについて訂正・公表をしたところですが、法定雇用率の引上げと相まって、公的機関においても相当数の障害者を雇用する必要があることが判明しています。

平成 31 年度においては民間企業とともに公的機関に対しても障害者雇用に係る支援を強化していきます

- ◆ 雇用率達成指導の厳正な実施
- ◆ 雇用・福祉・教育・医療の連携による就労支援の強化
- ◆ 障害特性に応じた就職・雇用継続の支援の推進

(5) 人材不足分野における人材確保、育成支援の推進

- ◆ 福祉・建設・運輸・警備等の人材不足分野における人材確保に向けた支援の強化
- ◆ 人材不足分野における公的職業訓練の拡充

(6) 安心して働くことができる雇用対策の推進

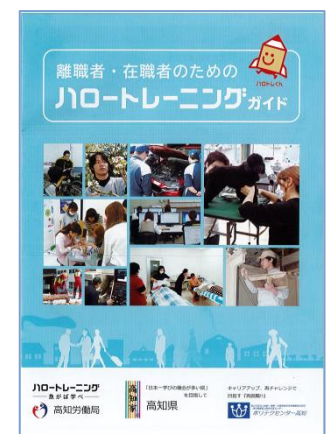
- ◆ 求職者ニーズに応じたきめ細かな就職支援
- ◆ 子育てする女性等の就職支援
- ◆ U・I ターン就職の促進
- ◆ 地方自治体との連携による就職支援
- ◆ がん患者等の就職支援



(7) 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職支援が促進されるよう、成長や雇用が見込まれる分野を中心に職業訓練を推進し、労働市場の動向や労働者の適正に応じた適切な支援を行っていきます。

- ◆ 地域のニーズに即した職業訓練の展開
- ◆ 労働者・企業の職業能力開発への支援
- ◆ ジョブ・カード制度の推進
- ◆ 「離職者、在職者のためのハロートレーニングガイド」の作成・配布



Ⅲ 「働く人の安全・安心の確保」に取り組みます

全ての労働者が、安全で安心して働くことができる職場環境の実現を目指し、「労働者の安全と健康確保対策」、「労働条件の確保・改善対策」、「最低賃金制度の適切な運営」、「労災補償対策」、「個別労働関係紛争解決の促進」、「労働保険制度の適正な運営」等に積極的に取り組みます。

(1) 労働条件の確保・改善対策等

全ての労働者が安全で安心して働くことができるよう、法定労働条件の履行確保を図るとともに、労働基準関係法令を遵守しない重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

- ◆ 解雇・雇止め、賃金不払事案等への的確な対応
- ◆ 賃金不払残業の防止に向けた取組みの推進
- ◆ 学生アルバイト、非正規労働者及び特定分野の労働者の労働条件確保対策の推進
- ◆ 労働契約法に定める「無期転換ルール」などの労働契約に関するルールの周知啓発
- ◆ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組みの推進
- ◆ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備

(2) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度が持つセーフティネット機能を有効なものとするため、高知地方最低賃金審議会を円滑に運営するとともに、最低賃金制度の周知徹底を図ります。

- ◆ 高知県の地域、産業の実情等に応じた最低賃金の適正な改正
- ◆ 最低賃金制度の周知広報と監督指導等による最低賃金の履行確保
- ◆ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施

高知県最低賃金

時間額 **762** 円
平成 30 年 10 月 5 日 発効

最低賃金の名称	最低賃金額時間額（円）	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	788円	平成30年12月30日
一般貨物自動車運送業（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者）	910円	平成19年6月2日

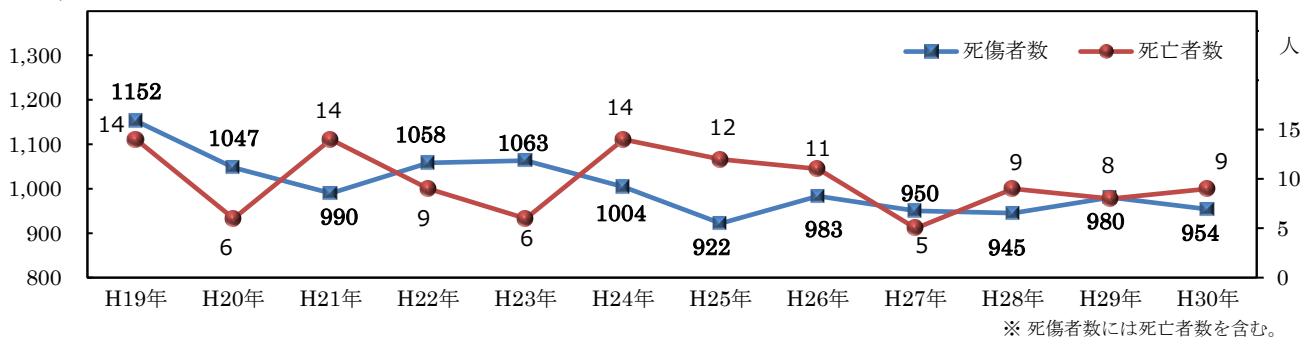
(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進



第13次労働災害防止計画の目標達成に向け、以下の対策について、労働災害防止団体や業界団体等と連携・協働し、効率的かつ効果的に取り組めます。

- ◆ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（建設業・製造業・林業対策）
- ◆ 過労死等の防止対策、労働者の健康確保対策の推進
（過重労働による健康障害防止対策、職場におけるメンタルヘルス対策・ストレスチェック制度の適切な実施等）
- ◆ 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等に対する取組
（第三次産業対策・陸上貨物運送事業対策・転倒災害防止対策・腰痛の予防・熱中症の予防・交通労働災害防止対策・非正規労働者等の労働災害防止等）
- ◆ 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
（治療と職業生活の両立支援対策・高知県地域両立支援推進チームの運営等）
- ◆ 化学物質による健康障害防止対策
- ◆ 石綿健康障害予防対策
- ◆ 受動喫煙防止対策
- ◆ 粉じん障害防止対策（第9次粉じん障害防止総合対策の推進等）
- ◆ 安全衛生優良企業公表制度・健康経営の周知等

高知県の労働災害による死傷者数（休業4日以上）の推移

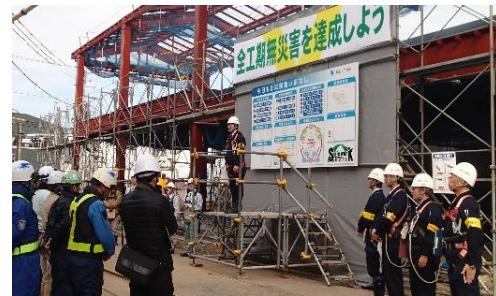


第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の主な目標

- 死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合について、2017年と比較して、2022年までに80%以上（58.9%：H28）とする。



局長職場巡視（社会福祉施設）
（平成30年10月4日）



局長パトロール
（平成31年1月17日）

(4) 労災補償対策の推進

- ◆ 労災保険給付の迅速・適正な処理の推進
- ◆ 被災労働者の社会復帰の促進
- ◆ 労災保険制度の周知徹底

石綿関連疾患に係る補償（救済）制度

- 石綿関連疾患（中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）を発症し、それが石綿（アスベスト）にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付又は特別遺族給付金が支給されます。
- 特別遺族給付金の**請求期限**は**平成34年3月27日**まで
- 特別遺族給付金の**支給対象**は**平成28年3月26日**までに亡くなられた労働者のご遺族の方

二次健康診断等給付

- 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する「①血圧検査・②血中脂質検査・③血糖検査・④腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定」のすべての検査項目について異常の所見があると診断された場合は、二次健康診断等給付を受けることができます。

(5) 個別労働関係紛争解決の促進

総合労働相談コーナーでは、労働関係に関するあらゆる分野の相談に応じるとともに、個々の労働者と事業主間における個別労働関係紛争の適切かつ迅速な解決の促進を図ります。

- ◆ 個別労働関係紛争の複雑化に対応した総合労働相談コーナーの機能の強化
- ◆ 助言・指導及びあっせん制度の的確な運用

- 総合労働相談コーナーで、労働相談や法令・判例等の情報の提供を行います。
- 高知労働局長の助言・指導により、個別労働関係紛争の解決を支援します。
- 高知紛争調整委員会における「あっせん」制度により、個別労働関係紛争の解決を図ります。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個別労働関係紛争相談件数	1,007	1,170	1,293	1,231	1,237	1,174
助言・指導申出件数	31	34	40	34	38	62
あっせん申請件数	36	31	26	32	22	17

単位：件 ※30年度は平成31年2月末現在の件数となる。

(6) 労働保険制度の適正な運営

労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図るために、労働者を雇用する全ての事業主の労働保険への加入と保険料の確実な納付等に取り組みます。

- ◆ 労働保険料等の適正徴収
- ◆ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ◆ 労働保険年度更新の円滑な実施
- ◆ 電子申請の利用の促進

IV「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる雇用環境」の実現を目指します

労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮し、継続就業できるよう、(1)「継続就業できる両立支援対策」、(2)「雇用の分野における男女機会均等及び待遇の確保対策の推進」、(3)「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」、(4)「女性の活躍推進」等に取り組みます。

(1) 継続就業できる両立支援対策

ア 育児・介護休業法の履行確保

- ◆ 法に基づく指導
- ◆ 相談に対する紛争解決の援助

イ 次世代育成支援対策推進法の履行確保

- ◆ 101人以上規模の企業への行動計画の策定指導
- ◆ 男性の育児休業等取得促進と「くるみん」認定企業の増加及びプラチナくるみんの認知度促進
- ◆ 高知県との雇用対策協定に基づく「くるみん」認定制度等の周知協力

ウ 両立支援に関する効果的・効率的な情報提供等

- ◆ 両立支援制度の整備の支援等
- ◆ 「両立支援等助成金」の活用



愛称：プラチナくるみん



愛称：くるみん



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

(2) 雇用の分野における男女機会均等及び待遇の確保対策の推進

ア 男女雇用機会均等法の履行確保

- ◆ 法に基づく指導
- ◆ 相談に対する紛争解決の援助
- ◆ セクシュアルハラスメント対策及び母性健康管理対策の推進

イ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

- ◆ 企業における女性の活躍促進に向けた情報開示（見える化）の推進
- ◆ 女子学生等に対する「女性の活躍・両立支援総合サイト」等活用した就職情報の収集方法についての周知

(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

ア パートタイム・労働法（現行法）の履行確保

イ パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月1日施行、但し中小企業における適用は令和3年4月1日）の円滑な施行に向けた周知

- ◆ 改正法の周知、説明

ウ 均等・均衡待遇等に取り組む事業主に対する相談支援

- ◆ 働き方改革推進支援センターによる個別相談援助

エ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）による解決支援



愛称：パゆうちゃん

(4) 女性の職業生活における活躍推進に関する法律の履行確保

- ◆ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進指導等
 - ・ 認定制度についての周知
 - ・ 両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の活用による取組の促進



認定マークえるぼし

V 相談窓口一覧

● 総合労働相談

相談したい事項	相談窓口
・労働条件、募集、採用、いじめ、嫌がらせ等の職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談	各 総合労働相談コーナー(高知労働局雇用環境・均等室、各 労働基準監督署内)

● 労働条件に関すること

相談したい事項	相談窓口
・解雇、賃金不払に関する相談 ・労働時間、休日に関する相談 ・休暇等労働条件に関する相談 ・賃金制度に関する相談	高知労働局労働基準部 監督課 各 労働基準監督署
・時間外労働等改善助成金に関する相談	高知労働局雇用環境・均等室

● 最低賃金、退職金制度に関すること

相談したい事項	相談窓口
・最低賃金に関する相談 ・賃金統計に関する相談	高知労働局労働基準部 賃金室 各 労働基準監督署
・退職金制度に関する相談 ・業務改善助成金に関する相談	高知労働局雇用環境・均等室

● 健康安全に関すること

相談したい事項	相談窓口
・職場の安全衛生に関する相談 ・労働者の健康管理に関する相談 ・安全衛生の免許等に関する相談	高知労働局労働基準部 健康安全課 各 労働基準監督署

● 労災保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
・仕事中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談 ・労災年金受給者の年金、介護に関する相談	高知労働局労働基準部 労災補償課 各 労働基準監督署

● 求人・求職に関すること

相談したい事項	相談窓口
・従業員の募集に関する相談 ・仕事探しに関する相談 ・新卒者の募集、就職に関する相談 ・労働者派遣に関する相談	高知労働局職業安定部 職業安定課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
・高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談 ・各種助成金制度（雇用管理に係る助成金）に関する相談	高知労働局職業安定部 職業対策課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
・人材開発に関する相談 ・求職者支援制度、職業訓練に関する相談	高知労働局職業安定部 訓練室 各 ハローワーク（公共職業安定所）

● 男女差別、両立支援等に関すること

相談したい事項	相談窓口
・職場における男女の均等な処遇に関する相談 ・職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・育児、介護休業等に関する相談 ・パートタイム・有期雇用労働に関する相談 ・各種助成金制度（両立支援等に係る助成金）に関する相談	高知労働局雇用環境・均等室

● 労働保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
・労働保険の加入に関する相談 ・労働保険の申告、納付等に関する相談	高知労働局総務部 労働保険徴収室 各 労働基準監督署
・雇用保険の加入手続きについて ・失業給付、育児給付、介護給付について ・高年齢者継続雇用給付について ・教育訓練給付について	各 ハローワーク（公共職業安定所）

VI 高知労働局の組織

高知労働局

〒780-8548（但し、令和元年5月27日以降は〒781-9548） 高知市南金田1番39号

総務部	総務課	☎ 088 (885) 6021	FAX 088-885-6037
	労働保険徴収室	☎ 088 (885) 6026	FAX 088-885-6038
雇用環境・均等室		☎ 088 (885) 6041	FAX 088-885-6042
労働基準部	監督課	☎ 088 (885) 6022	FAX 088-885-6038
	健康安全課	☎ 088 (885) 6023	FAX 088-885-6038
	賃金室	☎ 088 (885) 6024	FAX 088-885-6038
	労災補償課	☎ 088 (885) 6025	FAX 088-885-6038
	労災補償課分室	☎ 088 (820) 5135	FAX 088-820-5136
職業安定部	職業安定課	☎ 088 (885) 6051	FAX 088-885-6064
	職業対策課	☎ 088 (885) 6052	FAX 088-885-6064
	訓練室	☎ 088 (888) 6600	FAX 088-885-6064

労働基準監督署

高知	☎ 088 (885) 6031	FAX 088-885-6036
須崎	☎ 0889 (42) 1866	FAX 0889-42-1868
四万十	☎ 0880 (35) 3148	FAX 0880-35-5520
安芸	☎ 0887 (35) 2128	FAX 0887-35-4019

公共職業安定所（ハローワーク）

高知	☎ 088 (878) 5320	FAX 088-878-5341
香美	☎ 0887 (53) 4171	FAX 0887-53-2291
須崎	☎ 0889 (42) 2566	FAX 0889-42-2569
四万十	☎ 0880 (34) 1155	FAX 0880-34-4996
安芸	☎ 0887 (34) 2111	FAX 0887-35-3474
いの	☎ 088 (893) 1225	FAX 088-893-1226

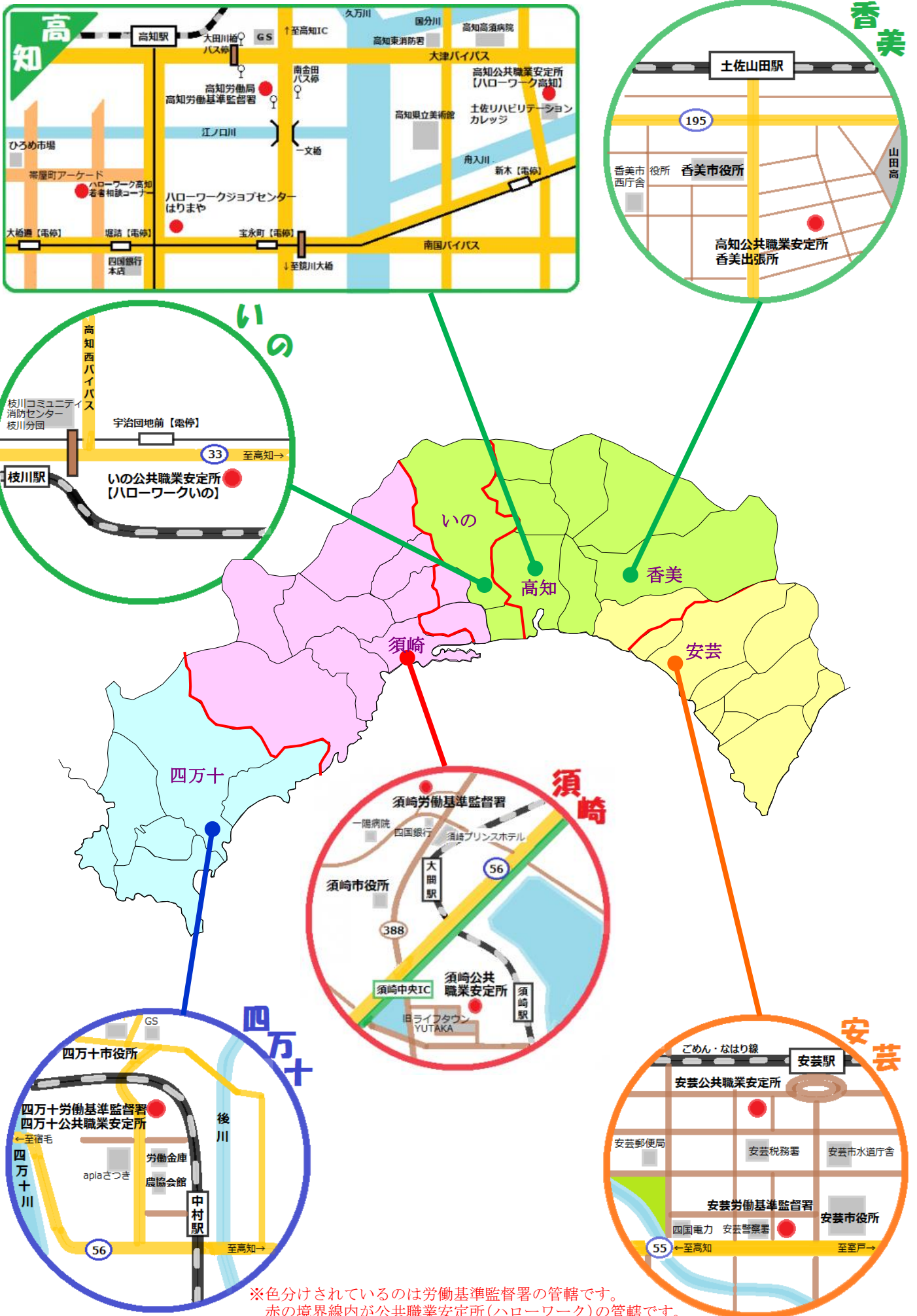
高知公共職業安定所（ハローワーク高知）の附属施設

ハローワークジョブセンターはりまや	職業紹介コーナー	☎ 088 (884) 8105
	わかものハローワーク	☎ 088 (884) 8105
	就職支援コーナー（委託事業）	☎ 088 (885) 5835
	U・Iターン相談コーナー（高知県）	☎ 088 (882) 0845
高知新卒応援ハローワーク（ハローワーク高知 学卒コーナー）		☎ 088 (878) 5342
若者相談コーナー（ジョブカフェこうち 3階）		☎ 088 (802) 2076

「総合労働相談コーナー」のご案内

高知労働局総合労働相談コーナー	（高知労働局雇用環境・均等室内）	☎ 088 (885) 6027
高知総合労働相談コーナー	（高知労働基準監督署内）	☎ 088 (885) 6010
須崎総合労働相談コーナー	（須崎労働基準監督署内）	☎ 0889 (42) 1866
四万十総合労働相談コーナー	（四万十労働基準監督署内）	☎ 0880 (35) 3148
安芸総合労働相談コーナー	（安芸労働基準監督署内）	☎ 0887 (35) 2128

高知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所[ハローワーク]の案内図



※色分けされているのは労働基準監督署の管轄です。
赤の境界線内が公共職業安定所(ハローワーク)の管轄です。